

公 示

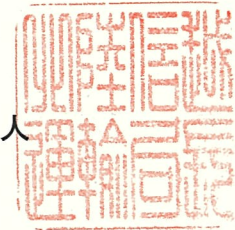
公 示 第 1 2 8 号

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第3号)を別紙のとおり一部改正する。

令和6年3月28日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」

新	旧
<p>公 示 第 3 号</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p>北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p>記</p> <p>1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業の適切性</p> <p>①～② (略)</p> <p>③路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。）であること。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 管理運営体制</p> <p>①法人にあっては、当該法人の業務を執行する常勤役員のうち1名以上が専従するものであり、かつ、専従する役員のうち1名は、(9)①の法令試験に合格した者であること。<u>ただし、一般乗合旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受けるに当たり、当該運行に必要な法令の知識を有するものとして、法令試験を免除された場合を除く。</u></p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(7) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 法令遵守</p> <p>①申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の役員で業務を執行する常勤で専従する役員のうち1名が、一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必</p>	<p>公 示 第 3 号</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p>北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p>記</p> <p>1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業の適切性</p> <p>①～② (略)</p> <p>③路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。）であること。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 管理運営体制</p> <p>①法人にあっては、当該法人の業務を執行する常勤役員のうち1名以上が専従するものであり、かつ、専従する役員のうち1名は、(9)①の法令試験に合格した者であること。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(7) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 法令遵守</p> <p>①申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の役員で業務を執行する常勤で専従する役員のうち1名が、一般乗合旅客自動車運送事業の遂行に必</p>

要な法令の知識を有するものであること。

法令の知識については、別に定める法令試験によって判断するものとする。

なお、一般乗用旅客自動車運送事業者が、区域運行の態様に限定して許可を受けなければならない場合は、当該運行に必要な法令の知識を有するものとみなす。

②～③ (略)

(10) (略)

(11) 許可に付す条件

① 1 (9) ①により、区域運行に必要な法令の知識を有するものとみなした場
合においては、当該運行の態様に限定する条件を付すこととする。

② 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付す
こととする。

2. 事業計画の変更の認可 (法第15条第1項)

(1) 1 (2)～(8)、(10)の定めるところに準じて審査するものとする。なお、
1 (9) ①の規定により、区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客
自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画の変更の認可申請
については、前段に加えて、1 (9) ①の定めるところに準じて審査することと
する。

(2)～(3) (略)

3. 事業の譲渡譲受の認可 (法第36条第1項)

事業を譲り受けようとする者について、1 (2)～(11)の定めるところに準じ
て審査するほか、以下のとおり行うこととする。ただし、グループ企業間の譲渡譲
受であって、譲渡譲受前後で事業計画が概ね同一である場合には1 (9) ③ (二)
～(リ)は適用しない。

(1)～(5) (略)

4. 合併、分割又は相続の認可 (法第36条第2項又は法第37条第1項)

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1 (2)～(1
1)の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。ただし、
グループ企業間の合併若しくは分割であって、合併若しくは分割前後で事業計画が
概ね同一である場合には1 (9) ③ (二)～(リ)は適用しない。

(1)～(5) (略)

5. ～10. (略)

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日以降に処分するものから適用する。

2. この審査基準中、引用している各通達は、申請受付窓口に備え置くものとする。

3. 事案の処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は、『「一般乗合旅客自動
車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について』(平成13年9月2
7日付け国自旅第93号)により取り扱うこととし、当該通達は申請受付窓口
に備え置くものとする。

4. タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成14年1月31

要な法令の知識を有するものであること。

なお、法令の知識については、別に定める法令試験によって判断するものとし
る。

②～③ (略)

(10) (略)

(11) 許可に付す条件

(新設)

運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付す
こととする。

2. 事業計画の変更の認可 (法第15条第1項)

(1) 1 (2)～(8)、(10)の定めるところに準じて審査するものとする。

(2)～(3) (略)

3. 事業の譲渡譲受の認可 (法第36条第1項)

事業を譲り受けようとする者について、1 (2)～(11)の定めるところに準じ
て審査するほか、以下のとおり行うこととする。

(1)～(5) (略)

4. 合併、分割又は相続の認可 (法第36条第2項又は法第37条第1項)

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、1 (2)～(1
1)の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。

(1)～(5) (略)

5. ～10. (略)

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日以降に処分するものから適用する。

2. この審査基準中、引用している各通達は、申請受付窓口に備え置くものとする。

3. 事案の処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は、『「一般乗合旅客自動
車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について』(平成13年9月2
7日付け国自旅第93号)により取り扱うこととし、当該通達は申請受付窓口
に備え置くものとする。

4. タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成14年1月31

- 日以前のタクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等を含むものとする。
5. 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」(平成13年12月27日付け公示第83号)は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

附 則

この公示は、平成15年6月23日以降に受理する申請から適用する。

附 則 (平成16年7月27日付け公示第53号で一部改正)

この公示は、平成16年8月1日以降に処分する申請から適用する。

附 則 (平成17年4月28日付け公示第8号で一部改正)

この公示は、平成17年4月28日以降に処分する申請から適用する。

附 則 (平成18年9月27日付け公示第57号で一部改正)

この公示は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則 (平成19年8月6日付け公示第55号で一部改正)

- 1 この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請から適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則 (平成20年6月30日付け公示第28号で一部改正)

この公示は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用する。

附 則 (平成21年9月30日付け公示第61号で一部改正)

この公示は、平成21年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則 (平成22年8月25日付け公示第44号で一部改正)

この公示は、平成22年9月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則 (平成26年1月27日付け公示第86号で一部改正)

この公示は、平成26年1月27日以降に受理する申請から適用する。

附 則 (平成28年12月20日付け公示第64号で一部改正)

この公示は、平成28年12月20日以降に受理する申請から適用する。

附 則 (令和元年9月20日付け公示第52号で一部改正)

この公示は、令和元年10月1日以降に受理する申請から適用する。

- 日以前のタクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等を含むものとする。
5. 「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」(平成13年12月27日付け公示第83号)は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

附 則

この公示は、平成15年6月23日以降に受理する申請から適用する。

附 則 (平成16年7月27日付け公示第53号で一部改正)

この公示は、平成16年8月1日以降に処分する申請から適用する。

附 則 (平成17年4月28日付け公示第8号で一部改正)

この公示は、平成17年4月28日以降に処分する申請から適用する。

附 則 (平成18年9月27日付け公示第57号で一部改正)

この公示は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則 (平成19年8月6日付け公示第55号で一部改正)

- 1 この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請から適用するものとする。
- 2 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日、国自整第216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般乗合旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般乗合旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則 (平成20年6月30日付け公示第28号で一部改正)

この公示は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用する。

附 則 (平成21年9月30日付け公示第61号で一部改正)

この公示は、平成21年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則 (平成22年8月25日付け公示第44号で一部改正)

この公示は、平成22年9月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則 (平成26年1月27日付け公示第86号で一部改正)

この公示は、平成26年1月27日以降に受理する申請から適用する。

附 則 (平成28年12月20日付け公示第64号で一部改正)

この公示は、平成28年12月20日以降に受理する申請から適用する。

附 則 (令和元年9月20日付け公示第52号で一部改正)

この公示は、令和元年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（令和6年3月28日付け公示第128号で一部改正）
この公示は、令和6年3月28日以降に受理する申請から適用する。